

令和8年度 岡山県立西備支援学校 いじめ対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- 思いやりがある児童生徒が多いが、周囲とうまくコミュニケーションを取ることができない児童生徒もおり、トラブルになるケースも見られる。相手の意図を理解する力や自分の意思を伝える力を育てることができるよう、「基本的な対人関係のつくり方」「コミュニケーションスキル」「集団におけるマナー」の学習を計画的に行っていく。
- 幼少期より、小集団で活動してきた児童生徒が多いため、環境を整える中で少しずつ大きな集団に参加する力を育て、その中で良好な人間関係を形成することができるよう支援していく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 未然防止を主とした「居場所づくり」「絆づくり」「自己肯定感の獲得」を意識した学習活動の充実を図る。
 - いじめを早期に発見するため、定期的に教育相談を行うとともに、懇談などを利用して保護者とも連携する。
 - 携帯電話やスマートフォンを利用している生徒へは、情報モラルに関する指導を行う。
 - いじめ防止などの人権を尊重するポスターなどの掲示をし、人権尊重の意識を高める。
- 〈重点となる取り組み〉
- 年間を通じて、学習目標の中に「居場所づくり」「絆づくり」「自己肯定感の獲得」のいじめ対策の視点を入れる学習活動を行っていく。
 - 定期的に教育相談や生活アンケートを実施し、児童生徒の生活の様子を把握するとともに、教員間で情報の共有を図る取り組みを行う。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- 交流及び共同学習を通じ、人と接することに慣れ、ふれあいの温かさや自己肯定感を高める機会を作る。
- 登下校中など学校外での様子を見守ってくださる方を増やす。
- PTA総会において本校のいじめ防止の基本的な考え方を説明し、気になることがある場合には早急な連絡等の協力体制の構築を図る。
- 日常の連携（連絡帳）
- 学校警察連携協議会との連携

学 校

いじめ対策委員会

〈対策委員会の役割〉

- いじめ防止基本方針に伴う事業のPDCAサイクルの管理

〈校内対策委員会の開催時期〉

- 4月・8月・12月・3月
- ※臨時校内委員会(実務部)は、状況に応じて開催

〈構成メンバー〉

- 校長・副校長・各教頭・主幹教諭・生徒指導主事・教育支援係代表・養護教諭
- 実務部：該当学部教頭・該当学部教務・学年主任・担任・生徒指導主事・その他必要に応じて
- 5月・2月外部委員：学校運営協議委員会

全教職員

関係機関との連携

〈連携機関名〉

- 県教育庁特別支援教育課（人権教育・生徒指導課）

〈連携の内容〉

- ネットパトロールによる監視及び対処等の相談助言

〈学校側の窓口〉

- 副校長

〈連携機関名〉

- 学校警察連携協議会

〈連携の内容〉

- 地域情報や周辺学校の情報交換

〈学校側の窓口〉

- 生徒指導主事

学校が実施する取り組み

- ★居場所づくり
 - 生活学習や学部行事・全体行事を「居場所づくり」の視点で見直し、学習活動の中に取り入れていく。
- ★絆づくり
 - 集団活動や日常生活の場面で、児童生徒に「絆づくり」という視点で支援していく。
- ① **自己肯定感の獲得**
 - 学習活動の様々な場面で「ありがとう」「すばらしい」など、肯定表現を使う場面づくりをしていく。
- ① **職員研修**
 - 「いじめ防止は学習活動における『居場所づくり』『絆づくり』『自己肯定感の獲得』の3本柱である。」ことを共通理解し、授業で実践できるようにする。
 - 人権意識の向上や最近のいじめの現状を周知する。
 - スタンバイ・シャボテンログを利用したいじめ等の相談、報告システムを周知する。
- ① **人権教育**
 - お互いの人権を守ることの大切さに特化した授業を行うとともに、児童生徒が日常の活動の折々でも意識できるようにする。
 - 携帯電話、スマートフォンの使用の際の注意事項やモラルについて指導する。
 - 性教育をとおして命の大切さや多様性を認め合う人権感覚を養う。
- ② **教育相談（いじめに関してだけでなく、学校生活全般にわたるもの）**
 - 各学期に各1回、全児童生徒対象に実施
 - スクールカウンセラーの活用（希望者）
- ② **いじめアンケート**
 - 「学校生活アンケート」を各学期全児童生徒に実施
- ② **保護者との連携（いじめ防止・早期発見を説明し、その視点の話も懇談等で向う）**
 - 個別懇談 学年懇談
 - いじめ・ハラスメントの相談窓口の案内の文書配布
- ② **教職員の情報交換**
 - 部会（隔週）での情報交換
 - 企画会議での情報交換
- ③ **いじめの有無の確認**
 - 本校児童生徒がいじめを受けているとの情報があった場合、速やかに情報を収集し、いじめ事実の確認を行う。
- ③ **いじめ対応の組織化**
 - いじめが確認された場合、直ちにいじめ対策委員会を設置し、情報の収集・指導計画・外部機関対応などいじめに関わる指揮を統括する。
- ③ **被害児童生徒への心理的ケア**
 - 話を詳細に聞くとともに、表情や行動から心の様子を把握する。今後の学校生活の安心安全を確約するとともに、今後の支援をどうしていくか計画する。
- ③ **加害児童生徒への指導**
 - いじめは許されない行為であることを理解させるとともに、いじめに至る過程を分析し、児童生徒にあわせた指導計画を立てる。
- ③ **他の児童生徒への指導**
 - 事実の伝達をし、何かあればすぐに教員に伝えることを指導するとともに、ショックを受けている児童生徒はいないかを把握し、心のケアをする。